

# 市町村の制度資金

(平成22年4月現在)

保証の種類		概要	借入限度額	資金使途	保証期間(うち据置)	融資利率(年)%	保証料率(年)%	割引適用 会計	担保	
大分市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	開業予定の方が開業に係る資金を必要とするときや、開業後1年未満の方が事業資金を必要とするときに	1,000万円	運転 設備	7年(1年)	2.1	市が全額補助	○		
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方						○	○	
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	2,500万円		7年 1,000万円を超えるものは10年以内(1年)	1.7	市が全額補助	○	○	
	緊急支援融資 (平成23年3月31日まで) (責任共有対象外:100%保証)	緊急保証制度(セーフティネット5号)の認定を受けた方			○					
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び工場等の移転資金を必要とするときに	1,000万円		設備	10年(1年)	2.0		○	○
	季節資金	夏期特別資金(6月1日~8月20日) 年末特別資金(11月2日~12月21日)	600万円		運転	6ヶ月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90(表1)	○	○
別府市	中小企業合理化資金 (責任共有対象外:100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,500万円	運転	10年(6ヶ月)	1.8	市が全額補助	○	○	
	中小企業経営安定資金 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とする、セーフティネット保証適用の方に		設備	10年(1年)					○
	中小企業開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており、市内に開業予定、又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運転 設備	10年(1年)				○	
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに		設備	10年(1年)			○	○	
	小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	適当な担保・保証人のない小規模企業者が事業資金を必要とするときに	600万円	運転	5年(6ヶ月)			0.45~1.97(表12)	○	○
	年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために	500万円	設備	7年(6ヶ月)					
中津市	高度情報化通信技術活用資金	生産性向上、経営の高度化及び効率化を図るための高度情報通信技術活用に必要な資金等	1,000万円	運転 設備	6年	2.0	0.45~1.90(表1) (一部の業種等で市が全額補助)	○	○	
	設備改善資金	設備の近代化、経営の合理化等に必要資金		設備	6年			○	○	
	環境保全施設設備資金	大気汚染、水質汚濁等に係る各種処理施設・機械等に要する資金		設備	6年			○	○	
	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創業に関する資金		運転	5年			1.0	○	○
	経営安定資金	経営安定に必要な運転資金等		設備	7年					
	季節資金	越益・越年資金		200万円	運転			6ヶ月	1.8	0.45~1.90(表1)
日田市	振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年	2.0	0.40~1.70(表11) (設備資金のみ市が全額補助)	○	○	
	振興資金特別融資 (平成23年3月31日まで) (責任共有対象外:100%保証)	セーフティネット5号の対象業種であり、最近3か月の平均売上高が、前年同期に比し10%以上減少している方(季節資金を除き、他の制度と合算で1,000万円以内)		設備	10年(従動の割合:1年)					
	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており、市内に開業予定、又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運転 設備	7年(1年)	2.0 (市が3年間補助)	市が全額補助	○	○	
	女性若者起業支援資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し、市内に開業予定又は開業1年未満であって、女性又は35歳未満の方及び市内に転入して1年未満の方	500万円	運転	7年(1年)	2.0 (市が全額補助)				
	公害防止資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに	準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年(1年) 6年	2.0 (市が3割以内補助)	0.40~1.70(表11) (市が3割以内補助)	○	○	
	季節資金	益・年末など金融繁忙期のために	400万円	運転	夏5カ月 冬6カ月	1.7 (変動あり)				
	新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運転 設備	10年(1年)	5年 2.40% 10年 2.65%	市が全額補助	○	○	
	佐伯市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	5年	2.0	0.40~1.70(表11) (セーフティネット保証適用分は市が全額補助)	○	○
小規模企業者振興資金 (個人は責任共有対象外:100%)		適当な担保・保証人のない小規模企業者が事業資金を必要とするときに	1,000万円 (中小企業振興資金と併用の場合は合算)		設備	7年(6ヶ月)				
臼杵市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	10年 10年(6ヶ月)	2.0	0.45~1.90(表1) (市が3/4補助)	○	○		
津久見市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	5年 7年(6ヶ月)	2.0	0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)	○	○		
豊後高田市	中小企業事業資金	経営合理化資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運転 設備	5年	1.8	市が全額補助	○	○
	季節資金	中小企業者が越益又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運転	6ヶ月					
杵築市中小企業振興資金	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に住所し、市内に開業予定、又は、開業後間もない方に	1,000万円	運転 設備	10年(1年)	大分県 中小企業 振興資金に 準ずる	1.00 (市が1/2補助)	○	○	
	経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転 設備	10年(1年)					0.45~1.90(表1)(市が1/2補助) [*平成23年3月31日までセーフティネット保証適用分は、市が全額補助]
宇佐市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	500万円	運転	5年(6ヶ月)	大分県中小企業振興資金に準ずる	0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)	○	○		
		1,000万円	設備	7年(6ヶ月)						

※ セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。  
 ※ セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。